諮問庁：北九州市教育委員会
諮問日：令和７年１１月４日（諮問第８９号）
答申日：令和８年９月２８日（答申第８９号）

答　申　書

第１　審査会の結論

北九州市教育委員会教育長が行った一部開示決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張

１　審査請求の趣旨

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）の令和７年７月３１日付け北九教教教第８６０号の審査請求人に対する保有個人情報一部開示決定に関する処分（以下「本件処分」という。）のうち、不開示を取り消すとの裁決を求める。

２　審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

⑴　処分庁より本件処分を受けたが、同庁はその理由として「公にしないことを前提に（中略）報告するという事務の性質」を挙げている。しかしながら、本件の教職員課への文書に書いてあること自体が、この文書の作成される前の令和５年９月からこの文書が作成された令和６年８月までの約１年で審査請求人が伝えてきたことと異なっており、不開示部分においても審査請求人の人権の侵害・利益の侵害が存在する可能性が高い。よって、本件処分の不開示の取消しを求めるために本審査請求を提起した。

⑵　審査請求対象の文書には、当家がこれまで学校に伝えてきた事実と異なる記載が多数存在する。そのような虚偽を含む事実と異なる文書が教職員課に提出され、処分の根拠にされている可能性がある。にもかかわらず処分庁は弁明書「２　審査請求書記載事実の認否」にて、「同２文目は知らない」と回答しており、これは行政の説明責任を放棄するものである。

⑶　審査請求対象文書は、開示部分だけでもこれほどの虚偽記載や事実誤認が確認されている。したがって、非開示部分（黒塗り部分）についても同様の問題が含まれている可能性は極めて高く、被害者の救済や市民による監視機能を確保するためにも、黒塗り部分を含めた全面的な開示が不可欠である。

⑷　学校が提出した文書には、上記のように事実と異なる記載が多数含まれており、事実認定に誤りがある以上、その前提に立つ本文書の取り扱いには適法性を欠く。

⑸　処分庁は「事実と異なることは知らない」と回答しており、根拠文書の正確性を担保していない。これは行政の説明責任を放棄するものである。

⑹　被害者が「自分に関する事実が正しく扱われているか」を確認できないまま、加害教員の処分が行われる可能性があることは、憲法第２１条に基づく知る権利および教育行政に課せられた説明義務に反する。

⑺　処分庁は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７８条第１項第７号を理由に本件文書の一部を非開示とした。しかし、同号は監査・検査・取締り等の適正な遂行を確保するための規定であり、被害者が自らの経験事実と一致しているか、虚偽記載や事実誤認をされていないかの確認をするための情報まで非開示とする趣旨ではない。本件では、虚偽記載を含む文書、事実確認が正しく行われていない状況で作成された文書が処分庁に提出されている。処分庁は教職員の懲戒の担当部署である。その内容が被害者の経験事実と一致しており、懲戒の検討がその被害事実と一致しているかどうかは、知る権利及び説明義務に基づき確認されるべきである。したがって、第７号を理由に非開示とすることは、被害者の救済や事実確認を阻害する不当な運用であり、到底容認できないものである。

⑻　虚偽や事実と異なる記載が訂正されないままの文書が公文書として扱われることは、被害者の名誉・信用を侵害する、人権侵害・利益侵害である可能性が高い。

⑼　本件請求を棄却することは「虚偽の記載や事実誤認を含む文書であっても、公文書として扱われればすべて問題なく取り扱われてしまう」という不当な結論を認めることにつながりかねない。これは、文書の内容の正確性を問わずに「不開示を適法」としてしまうものであり、行政文書の信頼性を根底から損ない、教育行政に対する市民の監視機能を形骸化させる。よって、本件請求は、教育行政における事実確認が正確に行われているのかを市民が確認できるようにするためにも、認容されるべきである。

第３　処分庁の主張

１　処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

⑴　不開示部分の理由は、以下の２つに区分される。

ア　開示請求者以外の第三者の個人情報に係る部分（法第７８条第１項第２号）

（ア）法第７８条第１項第２号本文により、開示請求者以外の第三者である個人に関する情報は原則不開示とされている。

もっとも、当該第三者が公務員である場合は、

ｉ　当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（同号ハ）

ⅱ　当該公務員の氏名（北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年北九州市条例第２号）第４条第１項）

についてのみ開示することとされている。

（イ）本件において法第７８条第１項第２号に該当するとして不開示とした部分は、全て上記ⅰ・ⅱのいずれにも該当しない。

イ　関係者からのヒアリング記録に係る部分（法第７８条第１項第７号）

（ア）これらの部分は、校長が当該教諭に係る事案について、本人を含む関係教諭らに対し聴取等を行い、これを記録した報告書である。これらの書面は、処分庁が、人事処分の方針を検討する前提として、事案を詳細に把握し、内部的な検討を行うための事務に関する情報を整理する目的のために作成されたものである。

（イ）これらの情報が、本件のような保有個人情報の開示請求によって開示されることとなってしまうと、ヒアリング対象者からすれば、自身の発言内容が公開されてしまうため、その発言内容の当否等について第三者からの責任追及を受けることを恐れ、ヒアリングに応じて真実を述べることが相当なリスクとなってしまう。そうすると、ヒアリング対象者が率直な意見を述べることを差し控える可能性が極めて高くなり、今後の同種事案が発生した際の調査に重大な支障を来す。

以上のことからすれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが認められ、法第７８条第１項第７号に該当することは明らかである。

以上のとおり、本件処分は適法である。

２　結論

よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第４　審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

①　令和７年１１月　４日　　諮問の受付
②　令和８年　２月２５日　　審議
③　令和８年　５月２６日　　処分庁からの意見聴取、審議
④　令和８年　７月２７日　　審査請求人の口頭意見陳述、審議
⑤　令和８年　８月２５日　　審議
⑥　令和８年　９月１７日　　審議

第５　審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

１　本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報の内容は、以下のとおりである。

２０２３年度９～１０、１１月に申し出た本件児童の部活動での不適切指導及び保健室に行かせなかった事案についての学校事故報告書等

２　関係する法令について

⑴　法第７８条柱書について

法第７８条柱書は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定する。

⑵　法第７８条第１項第２号（開示請求者以外の個人情報）について

法第７８条第１項第２号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。ただし、次に掲げる情報を除くとして、同号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、同号ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が規定されている。

⑶　法第７８条第１項第７号（事務・事業情報）について

法第７８条第１項第７号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

イ　独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信

頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ　独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

３　本件保有個人情報の不開示部分の法第７８条第１項第２号の該当性について

「令和６年８月３０日付け報告書」は、校長が当該教諭に係る事案について、本人を含む関係教諭らに対し聴取等を行い、これを記録した報告書である。処分庁が、法第７８条第１項第２号に該当するとして不開示とした部分は、当該報告書に記載された「該当教職員の生年月日、経歴」である。これらは開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

４　本件保有個人情報の不開示部分の法第７８条第１項第７号の該当性について

処分庁が、法第７８条第１項第７号に該当するとして不開示とした部分は、当該報告書に記載された「２　被害児童生徒」、「８　校長の対応等」及び「９　当該教員の反省等」の一部である。以下、それぞれについて当審査会の判断を述べる。

⑴　「２　被害児童生徒」について

「２　被害児童生徒」の不開示部分には、被害児童生徒に関する情報が記載されていることが確認できる。

当該情報が開示されることが前提となれば、学校側が見聞した事実や率直な見解を記載することを躊躇することが考えられ、人事処分の方針を検討する前提と

して、事案を詳細に把握し、内部的な検討を行うための事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本不開示情報は、法第７８条第１項第７号に該当することから、不開示とすることが相当である。

⑵　「８　校長の対応等」について

「８　校長の対応等」の不開示部分には、校長の当該教員に対する認識、日頃の当該教員への指導状況、本件での当該教員への指導・指導後の当該教員の様子、校長としての反省等の情報が記載されていることが確認できる。

当該情報が開示されることが前提となれば、当該情報の当否等について第三者から責任追及を受けることを恐れ、校長が報告書に率直な所見を記載することを躊躇することが考えられ、人事処分の方針を検討する前提として、事案を詳細に把握し、内部的な検討を行うための事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本不開示情報は、法第７８条第１項第７号に該当することから、不開示とすることが相当である。

⑶　「９　当該教員の反省等」について

「９　当該教員の反省等」の不開示部分には、当該教員の不適切な言動に対する自身の認識や反省等が記載されていることが確認される。

当該情報が開示されることが前提になれば、当該教員が自身の発言内容の当否等について第三者から責任追及を受けることを恐れ、学校側に自身の率直な認識等を話すことを躊躇することが考えられ、人事処分の方針を検討する前提として、事案を詳細に把握し、内部的な検討を行うための事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本不開示情報は、法第７８条第１項第７号に該当することから、不開示とすることが相当である。

５　審査請求人の主張について

⑴　審査請求人は、学校が提出した文書には、事実と異なる記載が多数含まれており、事実認定に誤りがある以上、その前提に立つ本文書の取り扱いには適法性を欠くことや、虚偽や事実と異なる記載が訂正されないままの文書が公文書として扱われることは、被害者の名誉・信用を侵害する、人権侵害・利益侵害である可能性が高い等を主張している。

しかし、本件は、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求であり、当審査会の職務は原処分の認定した不開示事由が妥当か否かを審査し、原処分が妥当か否かを答申することであるため、開示請求対象文書の記載内容に虚偽や事実と異な

る記載があるか否か（記載内容の正確性）については、審議対象とならないことを申し添える。

⑵　審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

6　まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第１のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長　　時　枝　和　正
委員　　姜　　信　一
委員　　重　永　酉　子
委員　　神　原　ゆうこ
委員　　川　島　悠　子